

支那本部	四八、二	一	三五、二	?	?
滿洲	一九、三	八七、五	〇、一	一〇九、〇	四・八
支那本部	一九、三	四、六	〇、一	二四、〇	
製造業	一七三、四	一六五、六	二〇、五	三七二、三	一六・五
滿洲	一	四九、四	一	?	
支那本部	一七三、四	一一六、二	二〇、五	?	
銀行及金融	一一五、六	七三、八	二五、三	二一四、七	九・五
滿洲	一	四一、三	一	一	
支那本部	一一五、六	三二、五	二五、三	二一四、七	
不動産	二〇二、三	七三、〇	八、五	三一六、三	一四・〇
滿洲	一	一	一	?	
支那本部	二〇二、三	七三、〇	八、五	?	
輸出入業	二四〇、八	一八三、〇	四七、七	四八三、七	一一・四
滿洲	一	五八、九	一	一	
支那本部	二四〇、八	一八三、〇	四七、七	四八三、七	
支那本部	二四〇、八	一二四、一	四七、七	四八三、七	

雜	二八、九	七一、三	二、一	一〇五、四	四・六
合計	九六三、四	八七四、一	一五〇、三	三六〇、九	一〇〇・〇

(三) 最近六箇年間國別貿易額順位表(總額百分率)

(海關統計、昭和十年版、支那年鑑)

第一位	日	一九二九	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四
第二位	香	一九二九	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四
第三位	米	一九二九	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四
第四位	英	一九二九	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四
第五位	獨	一九二九	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四

(註) 「日本は本國(臺灣を含み朝鮮を含まず)貿易を示す」朝鮮貿易の順位左の如し。

一九二九(二・四三)、一九三〇(二・六四)、一九三一(一・七二)、一九三二(一・五三)
一九三三年以後(主たる對象が滿洲國にあるため極めて微少となれり)

全支對外貿易統計表(單位千海關兩、一九三二年は千元)

日本	輸入	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年
輸出	三三、一四三	三七、六五	三九、一八七	一四八、四三三	一三、三九	
總額	五七九、五七〇	五四三、七〇〇	五九〇、四六五	二五五、九一七	三三八、一五五	
英國	輸入	一九、一九九	一〇八、三二八	一九、九八六	一九、一九三	一五四、〇四〇
輸出	七四、三三四	六二、六七〇	六四、五二六	三七、五八四	四八、七九	
總額	一九三、四八三	一七〇、九八八	一八四、五二二	一五七、七七六	二〇三、八三〇	
米國	輸入	三三〇、八四四	三三三、四〇三	三三、三三三	二六九、一七六	二九七、四六六
輸出	一三七、一三六	一三一、八八〇	一三〇、二〇五	五九、九九三	一一三、一四六	
總額	三六八、九七〇	三六四、二八六	四四一、五三七	三三九、一六九	四一〇、六一	

(註) 「日本は臺灣を含み朝鮮を含まず」
(四) 北支に於ける英米軍兵力(昭和九年天津軍調)

英軍	米軍(海兵)	米陸軍	(備考)日本
將校	將校	將校	將校
下士官	下士官	下士官	下士官
兵	兵	兵	兵
天津	三三七〇一	四六七二〇	六三
北平	八二六八	二〇四八三	一四
秦皇島			一
山海關			一〇

米大陸事情

塘沽	唐山	灤州	昌黎	計
一	九	三	一	四一九六一
四八	二一八	一一〇	二二	二〇四八三
				四七七三二
				一〇二二、九〇一

(五) 上海に於ける英、米軍兵力(昭和十年上海武官調)

將校	英陸軍	米陸軍	(備考)日本
下士官	九八五	一、〇三六	一、六〇〇
兵	一、〇三六	一、一一七	一、七〇〇
計	四〇	二二六	三〇
M	G		
野砲又は迫撃砲			
戰車又は裝甲車			

(六) 在支英米艦船表(昭和十年現在)

英國海軍	米國海軍
支那艦隊	亞細亞艦隊
巡洋艦 七	巡洋艦 二
河用砲艦 一八	砲艦 三
驅逐艦 九	河用砲艦 八
衝動驅逐艦 二	驅逐艦 一三
航空母艦 一	潜水艦 七
潜水母艦 一	同母艦 三
スループ 一〇	ヨット 一
潜水艦 一五	其他 八
モニター 一	註一亞細亞艦隊はマニラを基地とし内砲艦及河用砲艦を
其他 六	支那沿岸警備隊 五
註一支那艦隊は香港を基地とし河用砲艦の主力を長江方面河用砲艦隊として配置しあり。	南支警備隊 一
	長江警備隊 七
	として配置す。

其二 墨國、中南米及加奈陀事情

目次

第一 内政

三八四

一、墨國

(一)内閣更迭……(二)社會主義教育

二、伯刺西

(一)移民制限……(二)革命叛亂

三、ボリヴィア—パラグアイ

(一)グラン・チャコ問題解決

四、ウルグアイ

五、玖馬

六、加奈陀

(一)議會に於ける戦争排撃決議……(二)自由党内閣成立

第二 外交

三八九頁

一、墨國

(一)宗教問題と米墨關係……(二)米國の銀政策と墨國新幣制

二、ウルグアイ蘇聯邦と國交斷絶す

三、ドミニカ共和國の事實上滿洲國承認

四、米—伯求償新協定

五、中南米諸國と本邦との關係
六、加奈陀

(一)日加通商問題……(二)北支問題に關する加奈陀の態度

第一 内政

一、墨國

(一)内閣更迭

現墨國大統領カルデナスと元大統領にして目下尙政界の大御所たるカイエスとは豫て暗に軋轢ありとの噂ありしが、六月十一日カイエスが現國情を非難する聲明を出したるに端を發し、大統領は閣員中よりカイエス系分子の掃蕩を目的として全閣員に強要して六月十五日辭表を提出せしめ自派を以て内閣を堅めたり。

(二)社會主義教育

墨國現政府の施政は宗教壓迫、勞農階級尊重等を特徴とし、

米大陸事情

加ふるに政府組織後の約半年間は國內各方面に罷業相次ぎ最近に至りては、議會に左翼黨組織せられ漸次優勢を占むる等「墨國よ何處に行く」の感を深からしむるもの鮮からず。

カルデナス大統領は義に上院議員との會談に於て現政府が共產主義を奉ずるものに非ざることを明瞭にし、又爾他の機會に於ても米人記者等に對し同趣旨の言明をなせること一再ならず、しかも政府は學校教育に社會主義教育なるもの、實行を強要しあり。

二、伯刺西

(一)移民制

伯刺西は土地廣大にして未開發地多く農業移民を必要とすること大にして、北部諸州の過剩勞力を南部諸州に移入するは失敗に終ること經驗済にして之を海外に俟たざるべからず歐洲方面よりの移民は其素質低下したると都市に螺集し失業者となり徒衣徒食する傾向あり、之に反し日本人は農業勸勞

三八五

移民として適し農家の大いに歓迎する所なり。然るに近來國
際的流行を爲せる國粹主義の思想は南米の特徴として北米よ
りも寧ろ歐洲方面の影響を受くること大にして、ナチ、ファ
ツシヨ等に刺戟せられ、國民運動としての一傾向を爲し日本
人は終世同化し得ざる國民と爲し且は伯刺西に於ける日本人
人口の増殖は第二の滿洲國たらんと恐日精神に依り移民を
制限し、既著移民數の年二分と爲し國粹保存培養に資せんと
の議勢を得昨年之を憲法に規定せり。

然れども伯刺西農園の實情は農業移民を要すること切なる
ものあり。本年五月三日バルガス大統領は新議會に於て教書
を送り、日本移民排斥の新憲法規定を非難せしが本年九月十
六日に至り憲法を改廢することなく移民二分制限條項を緩和
し本年内入國移民を一萬人に増加決定す。

昭和十年度日本移民割當は二八〇〇人に決定しあり、昨九年度は
移民總數三萬五千人中日本人一萬八千六百なりき。
在伯日本人數 昭和五年十月一日 一一六、六四七人
昭和八年十月一日 一五七、四七六八
昭和九年十月一日 一七三、五〇〇人

(二) 革命叛亂

伯刺西の政府は今秋に至り政情不安を告げ十一月に入り北
部方面に不穩の兆あり同二十四日、リオ・グランデ・ド・ノルテ
州に共產的色彩を有する叛亂軍革命暴動を起し、首府ナタル
市及びマカヒバ市を占領し、其影響はベルナンブコ、バラヒ
バ、パビハ等の東北部諸州に波及し、首府リオ・デ・ジャネイ
ロ郊外の陸兵も叛軍に呼應せり。

ヴァルガス大統領は急遽議會を召集し一箇月有效の緊急法
令を可決し戒嚴令を施行し、巡洋艦二隻、軍隊の一部、航空
二中隊を出動せしめ、首府リオ・デ・ジャネイロを守備せしむ
ると共に叛軍の本據を攻撃し砲撃、爆撃を執行し、ベルナン
ブコ及びナタル市を奪回し逐次鎮壓の効果を收め、十一月二
十八日叛軍鎮壓せる旨外交團に通告せり。

死者二百五十餘名、逮捕約三百名、ナタル市方面の叛徒は汽船に
依り逃亡し、ベルナンブコ方向の叛徒は奥地に遁走せり。

十二月二十一日九日日間戒嚴令施行議會の承認を得布告す

三、ポリヴァー・バラグアイ

(一) グラン・チャコ問題解決

前後二世紀に亘り、バラグアイ、ポリビア兩國が西班牙植
民地ラブラタ副王領より獨立して以來兩國國境の不明確が遠
由を爲し、尙石油問題、開港問題等に絡みて紛争を續けたる
グラン・チャコ問題は前後十七回に亘る世界の平和工作も何
等効果を揚げず、殊に昨年十一月二十四日國際聯盟の紛争處
理勸告を發したるにポリビアは之に應諾したるもバラグアイ
は之に應ぜざりし爲、一月十六日聯盟委員會決議を以てポリ
ビアに對する武器禁輸を解除し之を各國に通知したる爲、バ
ラグアイ大いに憤激し、二月二十三日聯盟脱退の通告を爲す
と共に、翌二十四日ポリビア要塞攻撃命令を下し爾後戦況は
バラグアイ側に有利に進展し、五月七日に至りバラグアイは
聯盟に對し絶縁を通告せり。

此間兩國國境に接壤のアルゼンチンの態度は無關心にして二月二

米大陸事情

十七日嚴正中立を表明し、聯盟に味方しバラグアイにのみ制裁を
加ふるが如き行動を避け、又米國に於てもバラグアイに制裁を加
ふるが如き行動を採らず、又平和的に解決に出ずるが如き行動を
も爲さず、傍觀的態度を採れり。

聯盟の失敗以來亞爾然丁は、智利、伯刺西、秘露を誘ひ居
中斡旋に努力し五月十七日漸く解決の曙光を見るに至り、解
決案は昨年十一月二十四日の聯盟總會勸告案を基礎としたる
ものにして大要左の如し。

- 1、敵對行爲即時停止
- 2、亞爾然丁、智利、秘露、ウルグアイ諸國より成る監視委員會
の設置
- 3、交戦地域よりの軍隊撤退
- 4、非戦地區の設定

五月二十九日夜に至りバラグアイ政府は調停案を受諾し即
時戦鬪行爲を停止、六月九日に至りポリビア代表、アルウェ
ステギ外相、バラグアイ代表ペンテツ外相、亞爾然丁首府ブ
エノスアイレスに於て俱に調停案に同意、六月十二日平和議
定書に正式に調印せり、其内容左の如し。

三八七

○戰鬪行爲の中止

ボリビア、パラグアイ兩國は六月十四日正午を期して戰鬪行爲を一切停止す。
一、兩國は中立國際軍事委員會の現地に於て兩軍の戰線中間に境界線設定を完了する迄十二日間休戦を守る。
一、兩國政府は本議定書調印後十日以内に此議定書を各自國議會に附議し其協賛を得。

○平和會議の開催

一、ボリビア、パラグアイ兩國外相はアルゼンチン共和國大統領アウグスチン・ホスト將軍に對し、ボリビア、パラグアイ兩國關係の全面的調整達成を目的として早急に平和會議招集方を要請す。
一、平和會議主要議題
ボリビア、パラグアイ兩國の責任決定に關する國際委員會の任命
兩國間の通商條約締結、河川航行、國境通車に關する協定
俘虜の交換
將來の紛争に關する平和的解決の保障協定

四、ウルグエイ

一月三十日以來數日間、反政府軍二千五百名革命を起し政府軍三千名と對峙せしも鎮壓さる。

五、玖馬

三月十一日政府反對の示威罷業暴動化し戒嚴令を布く

六、加奈陀

(一) 議會に於ける戰爭排撃決議

歐洲の天地に戰爭の脅威充滿する現下の情勢に鑑み、加奈陀議會に於ては四月一日中立黨議員ボーラツサ氏の動議に基き「加奈陀は國家政策として飽く迄戰爭を排撃す」べき旨滿場一致を以て決議するに至れり。

本件は萬一歐洲に紛争惹起し英本國が之に捲込まるゝ事ありとするも、英帝國の一員たる加奈陀は平和的努力には協力するも戰爭行爲には絶対に協力せざる意志を豫示せるものにして、英本國に反響する所尠からざりしが如く英國デーリー・メール紙は英國が東方ロカルノに参加するに方りては加奈陀

の本決議に對し十分なる研究と考慮を要すべしと論じたり。

ボーラツサ氏の議會に於ける演説は頗る親米的にして加奈陀の國防を米國に依括するが如き言辭あり、之に對し政府は英本國に對する遠慮よりして極力之を否認せるも、若し英帝國が戰爭参加の場合加奈陀が單獨行爲に出で、之に参加を拒否せば、加奈陀は其中立を防護すべき實力なく自然米國の庇護の下に立たざるべからざる運命に遭遇すべく、英帝國分離の發端を爲すに至るべきものにして加奈陀の將來に於ける動向は英帝國の將來に重大なる影響を與ふるものと云はざるべからず。

(二) 自由黨内閣成立

カナダ總選舉は十月十四日舉行されしが、其結果は自由黨壓倒的優勢を占め、政府與黨たる保守黨は慘澹たる敗北を招けり。

一九三〇年以來、政權を握りし保守黨慘敗の原因は民心の倦怠の外主として、其關稅政策がビー・シー州を中心とする西

部工業地帯に猛烈なる反抗を蒙りしに因るものとされあり。斯くてベネット保守黨内閣辭職し、十月二十三日マツケンジ・キング氏を首班とする自由黨の新内閣成立せり。
新内閣は互惠主義に基き日本との貿易關係復活に努むる旨を表明し、爾來日加の關係は好轉を見るに至れり。

第二 外交

一、墨國

(一) 宗教問題と米墨關係

墨國の宗教問題は其淵源古く共和國獨立以來の事にして主として舊教々徒が政治に干渉するを原因とせるものにして、今日尙困難なる國內問題となりあり。一九二六年墨國政府は外國人の布教を禁じたるも一九二九年之を緩和し一時小康を得たり。

然るに昨年六年計畫樹立し墨國新政府が社會主義的國民教育方針を決定するに至るや、再び宗教壓迫其度を加へ兩者の

衝突を激成し國內各地に反亂を勃發するに至りしが、政府は毫も其政策を改むることなく反宗教の陣容を固むると共に、蘇聯邦の承認をも斷行せるとする氣勢を示し、政府對カトリック教徒の衝突問題は政府の死活を決する重大問題と化するに至れり。

本宗教問題は忽ち米國政界に反響し議會に各種の提議を見たり。就中一月下旬上院議員ボラー氏が上院に「メキシコ舊教徒迫害事情の調査並宗教迫害に對し互惠率交渉を拒絶すべし」との決議案を提出せる爲、米墨兩國の關係に多大なる衝動を與へ墨國労働團體は右決議案は米國の傳統的なラテン・アメリカに對する干渉政策の復活なりとして反對の決議をなし、墨國政府も「斯る提案は從來米國の執り來りし親善政策を變更破壊するものなり」との警告的ステートメントを發表し、米墨外交關係に悪影響を投ずるに至れり。其後米墨兩國民特に宗教分子が墨國政府に對してなせる反對運動は休止するに至り、單に極端なる宗派が其活動を繼續しあるも公正なる輿論は反墨運動が根據なき一の盲動に過ぎざることを了解す

るに至れりと雖も、墨國人の反米思想は相當に根強きものあるが如く其後外國(主として米國)航空操縦士を排斥せる等は「墨國人の爲の墨國」を標榜せる現政府の政策の反映と見るを得べし。

(二) 米國の銀政策と新幣制

墨國政府は米國政府の銀買上政策繼續其他に因する銀價昂騰による銀流出並爲替激動を防止する爲銀貨輸出禁止、國內流通回收等を含む新幣制を四月二十七日公布せり。

更に二十八日ペソ貨を一米ドルにつき三ペソ六〇に安定せしむることとし、又前日發令せる二〇センチヴオの新青銅貨の流通を開始せり。

尙南米ペルー政府も五月三日銀貨並銀塊の輸出を禁止し、同時に銀の退藏、賣買を嚴禁し違反者に對して嚴罰を課することに決せり。

前述の如く墨國は銀輸出を禁止すると共に一方ワシントン駐劄墨國大使ナヘラ氏をして四月二十八日米大藏省にモーゲ

ンソウ長官を訪問し、米國政府の銀買上政策に基き自國の幣制混亂に陥れる事實を指摘し、買上政策の緩和を要請せしめ

左の如く米墨間の協定をなせり。

イ、墨國は銀購入及銀價引上が米國の確乎不動の政策たることを諒とするのみならず、墨國自らが銀生産國にして且銀貨國たる以上銀貨の昂騰は寧ろ喜ぶべきことにして此點米國の方針に賛成す。

ロ、米國は急激なる市價の昂騰が墨國金融界を混亂に陥るものなることを認め、今後急激なる引上げ若くは買入をなさず銀貨國の適應し得る時期と範圍とを考慮するに同意す。

二、ウルグアイ、蘇聯邦と國文斷絶す

ウルグアイ國政府は十二月二十七日蘇聯邦に對し國交斷絶を公表し、在莫斯科ウルグアイ使臣に引上を電命し、且駐ウルグアイ蘇聯邦公使アレジャンドロ・ミンキン及び館員全員に對し旅券を交附し退去を要求せり。

其理由とする所を列擧すれば左の如し。

イ、過般ウルグアイ政府の實施せる調査及ブラジル外務省の通知に依り、ウルグアイ駐在蘇聯邦公使館が南米に於ける共產黨活

動の本據根源たるを判明したること。

ロ、最近ブラジルに於ける革命動亂に於て共產黨の直接關係せるものあり、莫斯科政府はモンテビデオ公使館を通じ巨額の革命資金をブラジル革命分子に供給したること確實なること。

ハ、最近の第三インターナショナル大會に於て南米に於ける赤化方針明かにせられたること。

右記理由に基きウルグアイ國政府はブラジル國との友好關係並國內秩序維持の必要上、今回の措置に出でたる旨大統領令前文中に之を示せり。

因に該公使ミンキンは曩にブエノスアイレスに於て蘇聯邦の對南米貿易會社長として活躍し、一九三一年有害分子と認められ、モンテビデオに移されたる者なり。

一方蘇聯邦はウルグアイ政府の今次行動に對し、強硬態度を以て聯盟規約に基き聯盟事務總長アヴァノール宛リトヴィノフ外務人民委員長より左記要旨の通牒を發し、聯盟に提訴せり。

イ、ウルグアイ國政府は豫め紛争を仲裁裁判又は聯盟理事會の審査に附することなく、突然公使に退去を命じ、國交を斷絶せること。

ロ、ウルグアイ政府の取りたる手段は明かに聯盟規約第十二條違反なるを以て規約第十一條第二項に基き、國際平和を擁護する爲適當且有效なる措置を講ずること。

之と共に蘇聯邦はウルグアイとの一九三六年一月一日以降一切通商を断交せり。

三、ドミニカ共和国の事實上滿洲國承認

昨年五月十九日中米サルバドルが滿洲國を承認し、本年度に至り滿洲國は珈琲五千ポンドの輸入を註文せり。又聯盟加入國たるドミニカ共和国は再選正式就任せる將軍モリナー大統領より昨年八月十六日滿洲國外交部を通じ、皇帝に親書を奉提し、外交親善關係の増進を希望せり。

滿洲國皇帝は本年一月二十九日外交部を通じ親翰 送達し、次でドミニカ共和国ロゲニョー外相より三月八日滿洲國謝外相を滿じ皇帝に對し深甚なる謝意を表する旨復答せり。茲に於て滿洲國とドミニカ共和国は四月十八日正式外交關係を樹立するに至れり。

ドミニカ共和国は昨年十二月二十九日滿洲國承認は別に考

慮せずと發表せるも、元首相互の親書及び公文書の交換を實行せるは明かに事實上滿洲國を承認せるものと認む。

四、米—伯求償新協定

昨年制定せる通商求償法に基き、米—伯間の求償新協定締結せられてより米國は米—伯求償新協定を締結し、拉典亞米利加諸國に對し新市場の擴張を企圖しつゝあり、其米伯求償新協定の内容左の如し。

- 1、ブラジル政府は米伯兩國間に行はるゝ一切の新取引決済のため十分なる爲替取組を許容する旨同意す。
- 2、ブラジルは現存外國爲替統制より來る困難を漸次緩和を約す。
- 3、兩締約國は一切の生産品に對し輸入割當を行はざることとする。
- 4、生産市場に對する原料供給又國內品の市場統制に必要な場合は例外とす。
- 5、ブラジル政府は米國品六十七品目に對し關稅率二割五分前後の引下を行ひ、且一定品目に對し稅率の引上を行はざることとする。
- 6、但、引下は自動車に對する二割、綿製シャツに對する二割五分

銜鐵詰に對する六割等を含む。

ホ、米國政府はブラジル品七品目に對する關稅率を引下げ且珈琲カカオ、其他十品目を無稅とす。

ヘ、本條約は批准後三十日にして效力を發するものとす。

五、中南米諸國と本邦との關係

本邦貿易の世界的躍進に伴ひ中南米諸國に於ても之が防遏策特に片貿易の調整を庶幾せるものあり、或は排日排貨を策するもの無きにしもあらず、本年度間に於ける關稅率引上狀況及び其他の關係左の如し。

玖 馬

一月四日日本との通商條約廢棄を通告、三月二十八日關稅引上の大統領令公布、日本品及蘇國品には最高關稅率を適用す。

五月七日日本織物に高率關稅を賦課す。

ハイチ

三月九日關稅案議會に提出、四月十七日議會片貿易調整關稅引上案を通過し、日本品には最高關稅率を適用す、四月十八日新關稅公布實施す。

エクアドル

米大陸事情

秘 露

一月十四日日本品に對し關稅十割増徴を發令、三月十七日日エ通商條約廢棄を通告す。

智 利

四月十三日日本品の輸入制限を決定す。

ウルグアイ

十月一日日本との通商條約批准案を議會に提出す。

ヴェネズエラ

五月十八日日本品に對し輸入稅二割五分賦課案提案す。

グアテマラ

國産品を購入せざる外國に對し輸入が二倍となりたるものあるときは關稅を二倍増徴する旨決定

斯の如き情勢下に於て彼我貿易調整は第三國との相互關係

に於て相互融通性を附するも一案なりと信ず。

左記は中南米諸國の主要輸出品なり。

アルゼンチン	羊毛、小麦、肉
ブラジル	棉花
ウルグアイ	羊毛、肉
チリ	硝石、羊毛、鹽
コロンビア	石油、コーヒー、コ、獨、日、三角貿易關係
ペルー	棉花、石油、銅、羊毛、鉛、アルパカ毛
キューバ	砂糖、コーヒー、煙草
其他中米諸國	(グアテマラ、コスタリカ、ホンジュラス、サルバドル) コーヒー、バナナ

パラグアイ

日本人移民二十五萬人を許容すと。

パナマ

四月より輸入品に對し自由貿易法を實施し、中繼貿易の利益を收めんとす。

サルバドル

一月十三日當選せるマルチネス將軍の大統領就任式に於て日―サ親善を増大す。

し三割三分三厘の關稅引上げを實施し、バネット首相は「日本の報復に對抗し關稅戰も止むなし」と聲明し日加兩國は關稅戰に入れり。

然るに爾來加奈陀品の日本輸入は激減し、加奈陀民間にも日本品壓迫反對の聲漸次高まるに至れり。偶、十月十四日に開票せられたる加奈陀總選舉の結果は野黨たる自由點の勝利に期し、マツキンジー・キング氏内閣を組織すると共に、日加貿易調整交渉を再開し、加奈陀の大讓歩により十二月二十七日日加新通商協定成立し、一九三六年一月一日以降相互間の輸入品に對する報復付加税を撤廢する旨公表し、かくて半箇年に亘る日加通商戰一時終焉を見るに至れり。而して新協定の要旨は左の如し

- 一、日本は一部加奈陀商品に對する五割の付加關稅を撤廢す。
- 二、加奈陀は全日本商品に對する三割三分三厘の付加關稅を撤廢すると共に關稅付加に對しては圖評價基準を(イ)加奈陀品の競争品にあらざる場合には現行爲替相場換算、(ロ)加奈陀品と競争品なる場合は過去五箇年の平均爲替相場換算と定む。
- 三、右實施期日は一九三六年一月一日とす。

米大陸事情

六、加奈陀

(一) 日加通商問題

日加貿易の近狀は加奈陀の極端なる防邊策により輸出不振甚しきに反し、我國への輸入は是迄何等の自衛手段を講ぜざりし爲、累増愈甚しく我に溢れ込み、最近の日加貿易は左の如く六倍以上の買越となりあり。

	日本よりの輸出	日本への輸入
一九三二年	八、五六二	三九、五〇四
一九三三年	六、五八〇	四六、八九一
一九三四年	八、六六六	五四、〇九三

茲に於て日本政府は二月以來加奈陀當局に對し、其關稅中ダトピング税(爲替ダンピングを含む)課稅條項の削際を要求せるも何等反省する處なく、終に七月二十日對加通商擁護法を發動し、加奈陀より我國への主要輸入品に對し向ふ一箇年間を限り從價五割の増課を實施せり。

之に對し加奈陀は逆に更に八月五日以後日本商品全部に對

(二) 北支問題に對する加奈陀の態度

北支自治問題生起に際し加奈陀朝野は一般に沈黙の態度をとれり。

但し新聞は現地よりの通信を連日第一頁に掲載し、聲動的の標題を掲げ讀者の注意又は興味を喚起し居れり。然れども諸新聞の論評は微溫的にして其數亦少し。右朝野の態度は北支問題に關し利害關係少き加奈陀が空疎なる道徳的理論に基き單獨發言するも、徒に帝國に對し無益に感情を害する外何等得る所なしとの見解に基くものと思惟せらる。

其二 米領比律賓聯邦事情

目次

第一 梗概	三九六頁
第二 内政	三九七頁

一、比律賓聯邦成立迄の經過

(一)比律賓憲法……(二)比島聯邦政府官吏及國會議員總選舉……(三)比島聯邦成立

二、内政上險惡なる空氣

(一)五・三事件……(二)比島聯邦政府官吏不正選舉……(三)現政權内分裂

第三 外 交……………三九九頁

一、ミンダナオ日本人土地問題

二、漁業問題、小賣商問題等

第四 軍 事……………四〇〇頁

第五 經 濟……………四〇二頁

一、米比經濟會議

二、米綿の比島市場保持

三、外國人人頭稅徵集

四、比島ミンダナオ島開發

五、鐵道國有問題

六、比島の外債

七、米國の比島に投入せる經費

第一 梗 概

比律賓群島はタイディングス・マクダファイ獨立法の約束に基き完全獨立に到達する十箇年過渡期間の態様として、昭和十年十一月十五日其始政式を以て比律賓聯邦成立し、内政的半獨立を獲得するに至れり。

然れども主權及び軍事並外交は依然米國の掌握する所にし米國の羈絆を脱したるものにあらず。

比島は一五六五年西班牙領となりて三百三十四年、一八九八年米領となりて三十六年、通算三百七十年間被征服民族として桎梏に困しみ、獨立運動は終始繰り返へされ近年に於ては政治的平和工作に依り獨立獲得に向ひ、昭和九年三月二十四日米國大統領の署名裁可を得てタイディングス・マクダファイ獨立法の制定を見、翌昭和十年三月二十三日比律賓憲法成立し、五月十四日比島人民投票に依り之を承認、九月十七日比島聯邦政府官吏及國會議員の總選舉を行ひ、十一月十五日聯邦成立直後特別議會を召集し焦眉の急務として比島國防法を提案し十二月二十六日之を制定裁可し昭和十一年一月以降有效となれり。

比島獨立の將來は經濟的見地に於て幾多の難關を有し、且國防軍の建設には大なる經費を要し、之に社會問題等を加味するときは比島完全獨立獨歩自立の境地に至るべきは尙遠き將來に在るべし。

第二 内 政

一、比律賓聯邦成立迄の經過

(一)比律賓憲法

タイディングス・マクダファイ獨立法の規定に従ひ昭和九年夏以來憲法起草委員に依り起草せられたる比律賓憲法は一月三十日脱稿二月八日比島議會採擇し、直ちに之を米國大統領に電送し、次で比島總督マーフィー及比島上院議長ケソンの渡米を見、各方面の諒解及嘆願を求めたる結果三月二十三日米國大統領の署名裁可を得たり。

五月十四日比島人民投票舉行せられ大多數(贊票一一、一五七、九六二票、不承認一三九、九二〇票、棄權一約八〇〇、〇〇〇票)の承認を得、比律賓憲法成立せり。

米大陸事情

九月十七日比島一齊に總選舉を舉行し、大統領にケソン、副大統領にオスマニア、國會議員(一院制)九十八名の當選を見たり。他に立候補せるアギナルド將軍、アグリバイ僧正等は落選し、各議員もケソン及オスマニア派に依り占めらるゝに至れり。

(三)比島聯邦成立

十一月十五日、比島聯邦始政式に於ては米國內問題として諸外國に對しては正式招待を發せず米軍陸軍長官ダーン、大統領を代表し、副大統領ガーナー議會を代表し之に新聞通信員等多數知名人士參集し盛大に行はれ比律賓聯邦誕生せり。

二、内政上險惡なる空氣

(一)五・三事件

十箇年過渡期間を設け且比律賓市民の爲不利の條項を含む比律賓憲法の五月十四日人民投票に擬せらるゝに先ち、即時完全絕對獨立を標榜しサクダル黨五月二日夜暴動を起せり。

暴動は精銳なる武器を有せず、若干の拳銃及棍棒の類にして一時は那役所等を占領せるも巡警隊の爲、即日鎮壓せらるゝに至れり。本暴動は日本に亡命しあるサクダル黨總裁ラモスの指令に基くものにして日本軍部の支援を受けありて今にも日本軍の來寇ある如く宣傳する者ありしも、時日の経過と共にサクダル黨の改編行はれたり。

比島内に於てはサクダル黨、共產黨等の脅威頗々として傳へられ、タヤバス州山賊掃滅の如きも年末に至り降服解決を見たるもの如し。

比島内に於ける此種現政權並有資産者に對する不平不満の思想に發する運動は將來と雖も之を豫期せざるべからざるべし。

(二) 比島聯邦政府官吏不正選舉

六月中旬以降大統領及副大統領候補者中ケソン上院議長、アギナルド將軍、アグリバイ僧正三者大統領候補運動最も猛烈にして九月十七日に於ける選舉當日、ケソンに對する投票の強要、反對投票者に對する抑壓に基く棄權等は相當多數に上り、開票の結果左記票數を示せり。(十月七日調査完了)

大統領	ケソン	六九四、九〇八
	アギナルド	一七九、五九三
	アグリバイ	一四八、四四一

なりとす、パレデスは比島政界の有力者にして自他共に國民議會議長たるを嚮望したるものなるも、現情パレデスに非なるを認め駐米委員を受諾せり。
右の如く現在比島はケソン大統領獨裁制の感極めて濃厚にして他は喘息に勉めあるも、現政權内部分裂の危険性は之を認めざるを得ず。

第三 外 交

外交は米國の掌握する所なるを以て特記すべきものを有せざる、日比關係に於て比島民が獨立熱に浮かされ、米國主權下に在る間に比島人の比島を完備し、排外的策動の逐次濃厚となり、在比島日本人に及ぼす所大なり。

一、ミンダナオ日本人土地問題

ミンダナオ島は比島第二の大島にして未開發地多く、且天然資源に富み、一年を通じ雨量平均し颱風帶外に位し、特にダヴァオ州はアバカ麻の栽培に適し、三十年餘年間に互る日本人の瘡痍害蟲に斃るゝ者約四千人刻苦精勵の結果に俟つものと謂ふも過言にあらず。

ラクヤル	一五九	
計	一、〇二三、一〇一	
副大統領	オスメニア	八一、六〇三
	メリス	七一、〇九〇
	ナホン	五一、五九〇
合計		九三四、二八三

註 選舉有資格者を約二〇〇萬人と見積るときは棄權率は約半數に及びあり。

選舉後落選候補者の反感極めて高く、就中、アギナルド將軍は選舉不正の事實を比島總督及米國民に訴ふる所ありしも、比島に於ては形式的調査の議ありしも不問に附するに至れり。

比島の將來は此種の現政權に對する不平分子の動向は著目するに價するものあるべし。

(三) 現政權内の分裂

從來ケソンは比島上院議長として事實上の獨裁權を揮ひありしが更に比島聯邦大統領に就任するに及び益々其獨裁權を強化し、國政を意の儘に遂行せんことを企圖し、國民議會の權限を縮小せんとし其議長に政界の第三流者を充當し、政界の有力者を比島外に驅逐せんことに努力せり。是れ即パレデスの駐米比島委員の任命

在ダバオ州日本人約一萬四千人あり販盛なる状態に羨望ならざる比島民及之を爲にせんとする政治家の煽動に依り議會の問題となり、嘗てはダヴァオ開港場閉鎖問題、ダヴァオ日本人所有土地五〇〇萬弗買収問題等を以て日本人驅逐を策する者ありしも(日本人の投資のみにて二千五百萬弗に達しあり)成立に至らずして終熄せるも、本年に入りて比島農務長官ロドリゲス名を揚げんと野心を起し、前任者の手を下し得ざりし邦人排斥の實を擧げんとし、ダヴァオ州邦人土地所有不法問題を提起し總督マーフィの同意を得て六月下旬比島人の土地又貸し(サブリース)取消命令を發し、實質的に在ダ邦人驅逐を策し終に取消件數二百餘件約三萬町歩に及びり。
在ダ邦人は九月十三日日本人大會を開催決議し、二代表をマユラに一代表を日本内地に派し、實情認識と善後處置及交渉に任せり。比島聯邦は十一月中旬成立するに至りケソン大統領に就任し、ダヴァオ問題はケソン自ら調査に方らんとし、農務長官の不法土地取消命令の實行を中止せしめ、年末に至れり。

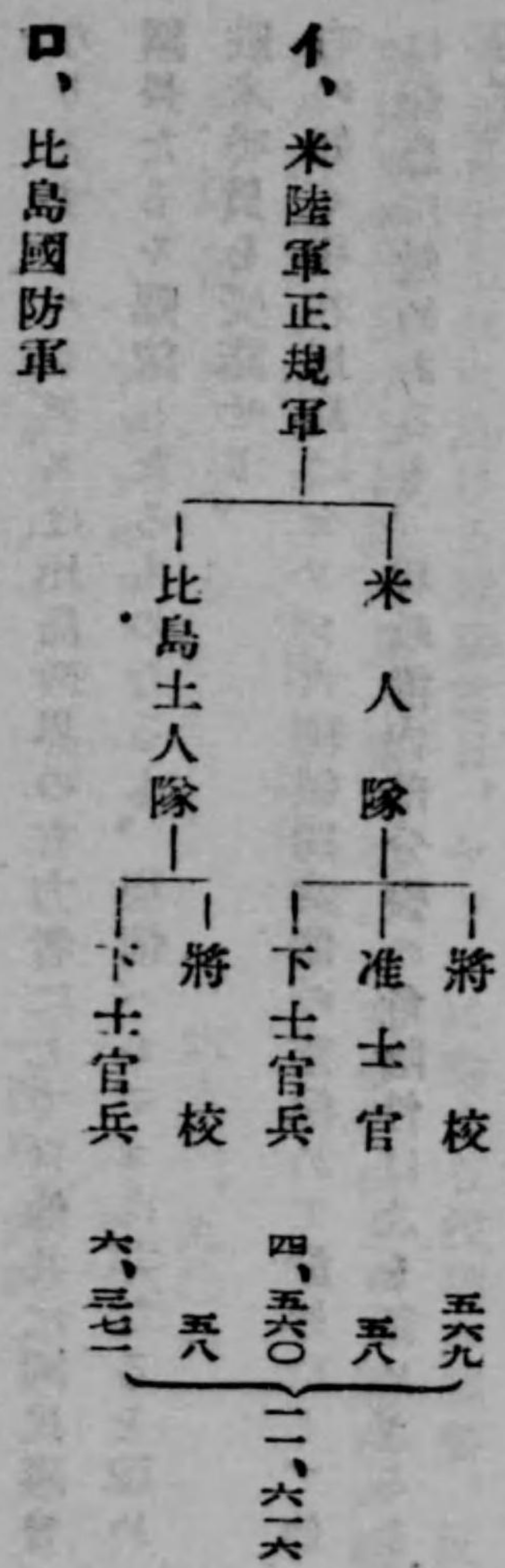
二、漁業問題小賣商問題等

比島は自己民業保護を名として漁業、小賣店等に關し之を取り上げて議會の問題とし排外的法令の起草を策しつゝあり。

第四軍 事

比島聯邦は始政後直に特別議會を召集し、先づ國防法を提案し、之が急速なる協賛を求め十二月二十六日大統領の署名裁可を得、一九三六年一月以降有效となれり。其内容概ね左記の如くにして在來の比島巡警隊を基幹として年々約四萬の訓練兵力を求め十箇年間に既教育兵力を約三十萬に達せしめんとするものゝ如く、毎年約一千六百萬比を計上し、特に海軍を建設せず、陸軍のみより成る國防軍を建設せんとするものなり。

而して從來駐比せる米國陸軍正規軍及び海軍亞細亞艦隊並第十六海軍部隊は依然存続す。



- (一) 編制
正規軍、豫備軍より成る
- (二) 正規軍
- (1) 編制

米國正規軍に準し大隊、聯隊、師團、要すれば更に上級團隊に編制し左記各兵科部等より成る。

- 歩兵、騎兵、野戰砲兵、海岸砲兵、航空兵、工兵、通信兵
- 巡警隊、内海巡邏船要員
- 參謀團、軍務局、法務部、補給部、醫務部、兵器部、軍信部
- 陸軍士官學校教官及士官候補生
- 外國軍學校及島内教育施設に派遣將校以下
- 其他の將校、下士官兵及未入營兵

- (2) 平時兵力
 - 將 校 一、五〇〇
 - 下士官兵 一九、〇〇〇
 - 内 譯
 - 基幹兵力 將校以下 七、〇〇〇
 - 將 校 一、五〇〇
 - 下士官兵(三箇年服役) 五、五〇〇
 - 訓練兵力(二期合計) 二七、〇〇〇
 - 一期入營壯丁 一三、五〇〇
- 19,000

(3) 徵集、教育

年 齡	十八歳以上三十歳以下
服段期間	三箇年
壯 丁	
年 齡	二十歳以上二十二歳以下
教育期間	五箇月半

(4) 巡警隊

法定兵力	三、八五〇
將 校	三五〇
下士官兵	三、五〇〇
現有兵力	八、九三一
將 校	四九〇
下士官兵	八、四四一

(3) 陸軍士官學校

年 齡 十七歳乃至二十二歳の者にして推薦に依る
士官候補生團兵力(候補生人員)三五〇

(三) 豫備軍

- (1) 豫備歩兵師團 若干
- (2) 豫備特科獨立聯、大、中隊等 若干
- (3) 上記部隊に屬せざる豫備軍人員

米大陸事情

(4) 内海巡邏船豫備要員

- (四) 服役年限
- (1) 現役壯丁 二〇—二二歳 選兵を受けたる者
- (2) 第一豫備役 二二—三〇歳 現役を終りたる者
- (3) 第二豫備役 三一—四〇歳 第一豫備役を終りたる者
- (4) 第三豫備役 四一—五〇歳 第三豫備役を終りたる者
- (五) 軍事豫備訓練

(1) 目的

- (イ) 國民精神の作興
- (ロ) 青年體育の強化
- (ハ) 青年徳性の涵養
- (ニ) 青年の兵役準備

(2) 訓練區分

- 少年候補生(十歳乃至十三歳)
- 小學校、高等小學校在學中の者
- 中學校候補生(十四歳乃至十七歳)
- 中等學校、職業學校在學中の者
- 未了年豫備兵(十七歳乃至二十一歳)
- 上記學校及上級學校に入學しあらざる者
- (六) 豫備將校訓練團(十八歳乃至二十歳)
- 專門學校、大學校在學者

第五 經濟

獨立比島の將來は經濟的獨立の能否如何ありと謂ふべく、昨年米國より來島せる比島經濟調査團一行の結論も概ね悲觀的にして、獨立過渡期間を二十五年に延長すべしと謂ひ或は獨立州として永く米國治下に在らしむべしと謂ひ、或はタマ獨立法の修正は比島側より提唱すべしと謂ふ者ありて比島將來の獨立完成は猶未だ豫斷を許さざるものあり。

一、米比經濟會議

比島の經濟は從來米國の自由市場に依存しありて總輸出の約八割餘を米國に負ひ、聯邦成立と共に輸出額の制限及第六年目より輸出税の遞増に依り比島經濟機構の改編を要するに至るを保し難く明年華府に於て米比經濟會議を開催し調整を企圖せんとするものゝ如し。

二、米綿の比島市場保持

日本綿製品の比島進出の爲米綿市場に脅威を受け比島に於ける日米綿の紳士協定を遂げ、日本は昨年度を標準とし向ふ二箇年間左

の如く讓歩制限せり。

對比島輸入綿布 年 四千五百萬平方米

但、關稅を引上げを實施せず。

本紳士協定は關稅引上に關し比島を拘束するものにあらずとして比島側は諒解しあり。

三、外國人人頭稅徵集

比島聯邦の成立に伴ひ其財政窮乏緩和の一策として外國人より人頭稅十比を徵收せんとする議あり。
在比島外國人(一九三五年現在)

支那	七〇,九三三
日本	一九,四六四
西班牙	五,四六三
英國	六三六
獨逸	五三五
印度	五一五
土耳其	一八〇
白耳義	一七〇
佛蘭西	一六五
其他	八七八
合計	一〇六,六五四

其他米國人

約一〇,〇〇〇

四、比島ミンダナオ島開發

比島經濟的獨立達成の根本を比島天然資源の開發に在りとし比島ミンダナオ島を開發し、一大富庫たらしめんとし年々百萬比十箇年に一千萬比の投入を議會に上提せり。

五、鐵道國有問題

比島聯邦政府は國內交通企業の統一を期し國內私有鐵道の買收國營を企圖しあり。

六、比島の外債

一八九八年米國が比島占領以來一九三三年迄に比島に投入せる經費左の如し。

區分	年次	自一九〇〇年五月一日至一九〇〇年六月三十日	自一九〇〇年七月一日至一九〇〇年六月三十日	自一九〇〇年七月一日至一九〇〇年六月三十日	自一九〇〇年七月一日至一九〇〇年六月三十日	自一九〇〇年七月一日至一九〇〇年六月三十日	自一九〇〇年七月一日至一九〇〇年六月三十日
陸軍省	陸軍省	一九二、二四、五五〇・六七	四七、八、一四九、五三〇・六七	一一、五三、七〇〇・〇〇	一一、八三、七三二・九五	一一、八八七、八三二・三五	三〇、七二、四八八・八六
海軍省	海軍省	八、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	六四、二八四、八二四・九三	三、一七、三五六・一三	三、一七、三六、三五	三、一九、七六、四	二、八二、七九五、五四
陸軍省島務局	陸軍省島務局	一〇〇、〇〇、〇〇〇・〇〇	一、八六六、六六七・〇〇	六九、一六九・三六	七、七、四六一・〇四	七九、四七、〇〇	七〇、二五、九三
海陸測量	海陸測量	九六、五七三・〇〇	四、五六七、三〇三・六〇	一八六、九七三・〇〇	一六九、三六〇・〇〇	三三四、六三三・〇〇	一五九、九五六・〇〇
公衆衛生	公衆衛生	五三、七六三・五三	九八〇、一〇八・八五	四三、九四四・〇三	四七、二〇三・六三	五三、五七四・八九	四七、四一、八三

一九三四年十二月三十一日現在比島の外債左の如し。
公債 二一三、一四六、七〇〇比
減債基金 六三、七三三、〇〇〇
差引外債 一四九、四〇八、七〇〇
内譯

英國にて募集マニラ鐵道社債五〇、〇〇〇、〇〇〇
米債 一〇〇、〇〇〇、〇〇〇

七、米國の比島に投入せる經費

一七	米大統領空中勢力擴大に關する特別航空調査委員會の報告に承認を與ふ	二六	ホワイトハウスの協議會にてNRA二箇年延長に決す
一九	西太平洋のウェーク島以下無人の三島米海軍省の管轄に移さる	二八	米下院陸軍委員會秘密會、參謀總長も出席し太平洋防備を審議
二二	キューバの渡邊總領事キューバ政府に高關稅附加反對表明	二二	比島憲法議會憲法草案を百七十七票對一票にて可決
二三	航空特別委員會飛行機四千臺建造案勸告案を大統領に提出	二二	米下院陸軍委員會太平洋防備案を可決
二四	米下院四十八億八千萬弗の失業救濟事業法案を可決	二三	米國大審院金約款廢棄有效の判決を下す政府勝利
二五	新規公債百十五億弗發行權を大藏卿に附與する案米下院通過	二五	南米パラグアイ國聯盟脫退宣言
二六	米國特別航空委員會所謂「無敵空軍案」を議會に提出	二六	米大藏省發表の米國金保有高八十五億弗
二八	紐育港のトラック運轉手、神仲仕の罷業開始	二六	『ソヴェト友の會』の一萬五千の會員はハースト系新開排撃運動を起す
二九	米上院國際司法裁判所加入案否決	三一	英國駐米大使リンゼー氏國務次官を訪問し對支借款協議
三〇	新規公債百十五億弗發行權附與案上院通過	三四	ルーズヴェルト大統領議會に特別教書を送り優秀商船隊保有を勸告す
三一	米露債務交渉決裂の旨ハル國務長官より公表	三六	ルーズヴェルト氏就任滿二週年、ハル國務長官記念演説をなし門戸開放政策維持を希望す
三二	米國とブラジルとの通商協定調印	三六	米海軍當局目下進行中の建設計畫の數字を公表
三五	一月三十日勃發せるウルグワイ國の革命戰遂に政府軍の大勝に歸し革命失敗	三六	米上院陸軍豫算可決
三六	米國務省モスコの米國總領事館を廢し館員を引揚げしむる旨發表	三九	キューバ總罷業險惡、戒嚴狀態

三一	米政府商船隊擴充の具體案を公表	三二七	米下院海軍兵員充實及沿岸防備費支出案可決
三一	大平洋各島に飛行場建設につき汎米航空會社の計畫發表	三二八	米國ヘイチ間の互惠協定調印
三一	米綿大暴落	三二九	米下院四億弗の陸軍豫算案を可決
三一	キューバ罷業惡化し戰時狀態同様の戒嚴令布告さる	三三一	米海軍々令部長スタンドレー氏條約限度建艦の急速實現を力説す
三二	米海軍長官スワンソン氏太平洋岸サンニウヴェールの航空根據地を事實上廢止の案に承認を與ふ	四三	汎アメリカ航空會社に太平洋諸島無電臺設置許可
三三	米上院比島國防援助のヘイデン案採擇	四五	米國失業救濟事業豫算五十億弗案成立
三四	ポリヴィア政府公報、パラグアイ軍の新攻勢二千七百の死者を出せりと報ず	四六	米下院戰時兵力増大案可決、軍需工業利得税も決定
三五	キューバ政府關稅引上斷行、日本品及露國品は最高稅率適用	四八	米大統領失業救濟事業案に署名
三七	エクアドル政府我公使館に對し日エ通商條約廢棄を通告し來る	四八	比島議會開會五月十四日の人民投票準備案審議
三八	アリゾナ州上院スミス排日案可決	四九	米上院太平洋岸防備案三千八百萬弗支出案可決
三九	ウルグアイ國新内閣成立	四九	ハル國務長官滿洲國石油問題の抗議につき意見發表
四〇	アリゾナ州議會閉會、排日諸案握り潰し	四一	ハリ政府日本品の輸入制限に決定
四一	米下院出征軍人恩給法案可決	四二	ハイチ國議會片貿易調整關稅引上案通過
四二	米大統領比島憲法に署名裁可	四二	ハル國務長官ドーズ案利拂ひにつき獨逸の注意喚起
四三	米聯合艦隊サンペドロ軍港より海軍演習に出動	四三	バナマ地帯の使用員を米國市民に制限のため上院陸軍委員會に特別委員を設置
四四	バナマ國政府輸入品に自由貿易法實施布告	四四	ドミニカ共和國滿洲國を承認せり
四六	米大陸重要事件曆日表	四四	米國農業局聯盟は棉花加工稅廢止反對聲明書を發す
		四六	米支航空補助を二百萬弗とする上院修正案下院を通過
		四七	米下院豫算委員會アラスカ、太平洋、カナダ國境其

四二三	他に航空根據地網設置の勸告案可決	五七
四二四	英米航空協定成立の旨發表	五七
四二四	ローバー商務長官失業救済費にて商業空港増設の意を表明	五七
四二四	米陸軍當局増加兵員の募集に著手	五八
四二五	米海軍委員長ウインソン氏五・五・三比率確保は絶體に必要と言明	五二
四二六	米下院海軍豫算可決	五四
四二六	メキシコ政府銀貨輸出禁止、國內流通貨も回收	五四
四二七	アガスタの全米綿業大會、日本品防退を決議	五四
四二八	反戦同盟組織部長マクナット氏、桑港にて次の戦争は太平洋と演説す	五一
四二九	米國聯合艦隊大演習の爲總出動開始	五一
四三〇	米政府石油問題につき日本に抗議の旨發表	五一
五二	米國退役海軍少將フェルブス氏、ニューヨーク愛國軍事後援會にて演説「大海軍の力を以て日本を南太平洋より退却せしめよ」と論ず	五一
五二	マニラ附近を中心に比島サクダリスタス派の暴動起る	五二
五二	比島總督代理ヘイデン氏、日本人はサクダリスタス暴動に無關係と言明	五二
五二	比島暴動の首謀者ヘナラリヤ夫人等多數逮捕	五二
五二	米上院軍人恩給法案可決	五二
五二	加州下院委員會ウオーカー排日案掘り潰しに決定	五二
五二	ブラジル陸相モンテイロ氏辭職ブマ中將後任となる	五二
五二	米國外交政策會長ビュエル氏日米紛争回避の爲比島即時獨立許容を主張	五二
五二	ハワイ中心に米海軍演習最高潮に達す	五二
五二	米上院産業復興法二年延期案を十箇月に短縮修正可決	五二
五二	フロリダ州マイアミとキューバー間の國際空中列車試験飛行成功	五二
五二	比島人民投票執行(獨立憲法賛成派獨り舞臺)	五二
五二	ハワイ邦人漁業に彈壓運動起る	五二
五二	米大統領軍人恩給法案拒否に決定(後日拒否成立)	五二
五二	南米ペルー國內閣、治安維持問題の爲總辭職	五二
五二	ペルー國前陸相ロドリゲス氏新內閣組織(外相留任)	五二
五二	米海軍大演習終了	五二
五二	米上院海軍豫算案油過(下院の建艦半減を復活)	五二
五二	米國スエーデン間の互惠條約華府にて調印	五二
五二	比島アギナルド氏大統領立候補の意を聲明	五二
五二	米國聯邦大審院NRA第三條は憲法違反との判決を下す	五二

五二八	元比島總督前加州大學總長パーロー氏比島獨立は日本への好餌との意見發表	六一七
五二九	パラグワイ、ボリヴィア兩國チャコ紛争調停案受諾	六一八
五三一	米國大藏省より戦債々務十三國大公使に對し六月十五日期限の支拂請求書交付	六一九
五三一	米大統領大審院NRA判決を痛烈に批判せる談話發表	六一九
六二	ウルグワイ大統領ガブリエル・テルラ氏モンテヴィデオ郊外にてブラジル大統領を接待中政敵の爲狙撃され輕傷を負ふ	六二二
六三	改訂せる米獨通商條約調印	六二二
六三	紐育デリー・ニユース紙「日本の支那侵略」を説き英米の對日提携を主張す	六二五
六五	米國上院空軍根據地六箇所増設案可決米下院陸軍將校増加案可決	六二六
六六	ヴァンクイヴァ港沖仲仕罷業開始	六二九
六七	英國駐米大使リンゼー氏、國務長官に戦債不拂を通告	六七
六一	米國政府西アフリカ黒人共和國リベリア政府を正式承認發表	七一
六一	汎米航空會社クリツパー機ミッドウエー島に向ひアラメダを出發	七一
六一	フィンランド以外の債務十一箇國對米戦債不拂通告	七一
六二	加州議會閉會排日案全部掘り潰し	六一七
六二	米國大審院NRA違憲判決の結果 日本より輸入の綿製數物に對する附加税撤廢公表	六一八
六二	メキシコ内閣改造	六一九
六二	米海軍長官スワンソン氏明年年度建艦十五隻増加を發表	六一九
六二	米海軍豫算兩院協議會成案上下兩院通過	六二二
六二	クリツパー機アラメダ歸著	六二二
六二	比島總督マーフィ氏ダヴァオ島公有地の不法借地權取消計畫認可	六二二
六二	露國政府と南米コロロンビア政府との外交關係開始の通牒ローマにて交換	六二五
六二	米大統領新艦二十四隻建造四億六千萬弗の海軍豫算に署名	六二六
六二	米大統領失業救済の爲全國少年勞働局を創設決定	六二六
六二	米海軍長官、哨戒爆撃兼用の超巨人飛行艇六十機建造契約締結	六二九
六二	六月末日を以て終る財政年度の最終現計發表赤字三十五億七千五百萬弗	六七
六二	米政府陸海軍新兵六萬募集	七一
六二	六月四日以來ミシシッピ州にて飛行中のキー兄弟滯空六百五十三時間三十三分の新記録を作つて下降	七一

七二一	メキシコ政府、国内商業飛行の資格をメキシコ人に限定
七二二	パナマ運河地帯駐屯隊増援に決す
七二三	我遣伯使節團とブラジル政府委員との間に作成の日伯貿易促進勸告書公表さる
七二四	米大統領ワグナー労働法に署名
七二五	米大統領ワグナー労働法に署名
七二六	米大統領ワグナー労働法に署名
七二七	米大統領ワグナー労働法に署名
七二八	米大統領ワグナー労働法に署名
七二九	米大統領ワグナー労働法に署名
七三〇	米大統領ワグナー労働法に署名
七三一	米大統領ワグナー労働法に署名
七三二	米大統領ワグナー労働法に署名
七三三	米大統領ワグナー労働法に署名
七三四	米大統領ワグナー労働法に署名
七三五	米大統領ワグナー労働法に署名
七三六	米大統領ワグナー労働法に署名
七三七	米大統領ワグナー労働法に署名
七三八	米大統領ワグナー労働法に署名
七三九	米大統領ワグナー労働法に署名
七四〇	米大統領ワグナー労働法に署名
七四一	米大統領ワグナー労働法に署名
七四二	米大統領ワグナー労働法に署名
七四三	米大統領ワグナー労働法に署名
七四四	米大統領ワグナー労働法に署名
七四五	米大統領ワグナー労働法に署名
七四六	米大統領ワグナー労働法に署名
七四七	米大統領ワグナー労働法に署名
七四八	米大統領ワグナー労働法に署名
七四九	米大統領ワグナー労働法に署名
七五〇	米大統領ワグナー労働法に署名
七五一	米大統領ワグナー労働法に署名
七五二	米大統領ワグナー労働法に署名
七五三	米大統領ワグナー労働法に署名
七五四	米大統領ワグナー労働法に署名
七五五	米大統領ワグナー労働法に署名
七五六	米大統領ワグナー労働法に署名
七五七	米大統領ワグナー労働法に署名
七五八	米大統領ワグナー労働法に署名
七五九	米大統領ワグナー労働法に署名
七六〇	米大統領ワグナー労働法に署名
七六一	米大統領ワグナー労働法に署名
七六二	米大統領ワグナー労働法に署名
七六三	米大統領ワグナー労働法に署名
七六四	米大統領ワグナー労働法に署名
七六五	米大統領ワグナー労働法に署名
七六六	米大統領ワグナー労働法に署名
七六七	米大統領ワグナー労働法に署名
七六八	米大統領ワグナー労働法に署名
七六九	米大統領ワグナー労働法に署名
七七〇	米大統領ワグナー労働法に署名
七七一	米大統領ワグナー労働法に署名
七七二	米大統領ワグナー労働法に署名
七七三	米大統領ワグナー労働法に署名
七七四	米大統領ワグナー労働法に署名
七七五	米大統領ワグナー労働法に署名
七七六	米大統領ワグナー労働法に署名
七七七	米大統領ワグナー労働法に署名
七七八	米大統領ワグナー労働法に署名
七七九	米大統領ワグナー労働法に署名
七八〇	米大統領ワグナー労働法に署名
七八一	米大統領ワグナー労働法に署名
七八二	米大統領ワグナー労働法に署名
七八三	米大統領ワグナー労働法に署名
七八四	米大統領ワグナー労働法に署名
七八五	米大統領ワグナー労働法に署名
七八六	米大統領ワグナー労働法に署名
七八七	米大統領ワグナー労働法に署名
七八八	米大統領ワグナー労働法に署名
七八九	米大統領ワグナー労働法に署名
七九〇	米大統領ワグナー労働法に署名
七九一	米大統領ワグナー労働法に署名
七九二	米大統領ワグナー労働法に署名
七九三	米大統領ワグナー労働法に署名
七九四	米大統領ワグナー労働法に署名
七九五	米大統領ワグナー労働法に署名
七九六	米大統領ワグナー労働法に署名
七九七	米大統領ワグナー労働法に署名
七九八	米大統領ワグナー労働法に署名
七九九	米大統領ワグナー労働法に署名
八〇〇	米大統領ワグナー労働法に署名
八〇一	米大統領ワグナー労働法に署名
八〇二	米大統領ワグナー労働法に署名
八〇三	米大統領ワグナー労働法に署名
八〇四	米大統領ワグナー労働法に署名
八〇五	米大統領ワグナー労働法に署名
八〇六	米大統領ワグナー労働法に署名
八〇七	米大統領ワグナー労働法に署名
八〇八	米大統領ワグナー労働法に署名
八〇九	米大統領ワグナー労働法に署名
八一〇	米大統領ワグナー労働法に署名
八一一	米大統領ワグナー労働法に署名
八一二	米大統領ワグナー労働法に署名
八一三	米大統領ワグナー労働法に署名
八一四	米大統領ワグナー労働法に署名
八一五	米大統領ワグナー労働法に署名
八一六	米大統領ワグナー労働法に署名
八一七	米大統領ワグナー労働法に署名
八一八	米大統領ワグナー労働法に署名
八一九	米大統領ワグナー労働法に署名
八二〇	米大統領ワグナー労働法に署名
八二一	米大統領ワグナー労働法に署名
八二二	米大統領ワグナー労働法に署名
八二三	米大統領ワグナー労働法に署名
八二四	米大統領ワグナー労働法に署名
八二五	米大統領ワグナー労働法に署名
八二六	米大統領ワグナー労働法に署名
八二七	米大統領ワグナー労働法に署名
八二八	米大統領ワグナー労働法に署名
八二九	米大統領ワグナー労働法に署名
八三〇	米大統領ワグナー労働法に署名
八三一	米大統領ワグナー労働法に署名
八三二	米大統領ワグナー労働法に署名
八三三	米大統領ワグナー労働法に署名
八三四	米大統領ワグナー労働法に署名
八三五	米大統領ワグナー労働法に署名
八三六	米大統領ワグナー労働法に署名
八三七	米大統領ワグナー労働法に署名
八三八	米大統領ワグナー労働法に署名
八三九	米大統領ワグナー労働法に署名
八四〇	米大統領ワグナー労働法に署名
八四一	米大統領ワグナー労働法に署名
八四二	米大統領ワグナー労働法に署名
八四三	米大統領ワグナー労働法に署名
八四四	米大統領ワグナー労働法に署名
八四五	米大統領ワグナー労働法に署名
八四六	米大統領ワグナー労働法に署名
八四七	米大統領ワグナー労働法に署名
八四八	米大統領ワグナー労働法に署名
八四九	米大統領ワグナー労働法に署名
八五〇	米大統領ワグナー労働法に署名
八五一	米大統領ワグナー労働法に署名
八五二	米大統領ワグナー労働法に署名
八五三	米大統領ワグナー労働法に署名
八五四	米大統領ワグナー労働法に署名
八五五	米大統領ワグナー労働法に署名
八五六	米大統領ワグナー労働法に署名
八五七	米大統領ワグナー労働法に署名
八五八	米大統領ワグナー労働法に署名
八五九	米大統領ワグナー労働法に署名
八六〇	米大統領ワグナー労働法に署名
八六一	米大統領ワグナー労働法に署名
八六二	米大統領ワグナー労働法に署名
八六三	米大統領ワグナー労働法に署名
八六四	米大統領ワグナー労働法に署名
八六五	米大統領ワグナー労働法に署名
八六六	米大統領ワグナー労働法に署名
八六七	米大統領ワグナー労働法に署名
八六八	米大統領ワグナー労働法に署名
八六九	米大統領ワグナー労働法に署名
八七〇	米大統領ワグナー労働法に署名
八七一	米大統領ワグナー労働法に署名
八七二	米大統領ワグナー労働法に署名
八七三	米大統領ワグナー労働法に署名
八七四	米大統領ワグナー労働法に署名
八七五	米大統領ワグナー労働法に署名
八七六	米大統領ワグナー労働法に署名
八七七	米大統領ワグナー労働法に署名
八七八	米大統領ワグナー労働法に署名
八七九	米大統領ワグナー労働法に署名
八八〇	米大統領ワグナー労働法に署名
八八一	米大統領ワグナー労働法に署名
八八二	米大統領ワグナー労働法に署名
八八三	米大統領ワグナー労働法に署名
八八四	米大統領ワグナー労働法に署名
八八五	米大統領ワグナー労働法に署名
八八六	米大統領ワグナー労働法に署名
八八七	米大統領ワグナー労働法に署名
八八八	米大統領ワグナー労働法に署名
八八九	米大統領ワグナー労働法に署名
八九〇	米大統領ワグナー労働法に署名
八九一	米大統領ワグナー労働法に署名
八九二	米大統領ワグナー労働法に署名
八九三	米大統領ワグナー労働法に署名
八九四	米大統領ワグナー労働法に署名
八九五	米大統領ワグナー労働法に署名
八九六	米大統領ワグナー労働法に署名
八九七	米大統領ワグナー労働法に署名
八九八	米大統領ワグナー労働法に署名
八九九	米大統領ワグナー労働法に署名
九〇〇	米大統領ワグナー労働法に署名
九〇一	米大統領ワグナー労働法に署名
九〇二	米大統領ワグナー労働法に署名
九〇三	米大統領ワグナー労働法に署名
九〇四	米大統領ワグナー労働法に署名
九〇五	米大統領ワグナー労働法に署名
九〇六	米大統領ワグナー労働法に署名
九〇七	米大統領ワグナー労働法に署名
九〇八	米大統領ワグナー労働法に署名
九〇九	米大統領ワグナー労働法に署名
九一〇	米大統領ワグナー労働法に署名
九一一	米大統領ワグナー労働法に署名
九一二	米大統領ワグナー労働法に署名
九一三	米大統領ワグナー労働法に署名
九一四	米大統領ワグナー労働法に署名
九一五	米大統領ワグナー労働法に署名
九一六	米大統領ワグナー労働法に署名
九一七	米大統領ワグナー労働法に署名
九一八	米大統領ワグナー労働法に署名
九一九	米大統領ワグナー労働法に署名
九二〇	米大統領ワグナー労働法に署名
九二一	米大統領ワグナー労働法に署名
九二二	米大統領ワグナー労働法に署名
九二三	米大統領ワグナー労働法に署名
九二四	米大統領ワグナー労働法に署名
九二五	米大統領ワグナー労働法に署名
九二六	米大統領ワグナー労働法に署名
九二七	米大統領ワグナー労働法に署名
九二八	米大統領ワグナー労働法に署名
九二九	米大統領ワグナー労働法に署名
九三〇	米大統領ワグナー労働法に署名
九三一	米大統領ワグナー労働法に署名
九三二	米大統領ワグナー労働法に署名
九三三	米大統領ワグナー労働法に署名
九三四	米大統領ワグナー労働法に署名
九三五	米大統領ワグナー労働法に署名
九三六	米大統領ワグナー労働法に署名
九三七	米大統領ワグナー労働法に署名
九三八	米大統領ワグナー労働法に署名
九三九	米大統領ワグナー労働法に署名
九四〇	米大統領ワグナー労働法に署名
九四一	米大統領ワグナー労働法に署名
九四二	米大統領ワグナー労働法に署名
九四三	米大統領ワグナー労働法に署名
九四四	米大統領ワグナー労働法に署名
九四五	米大統領ワグナー労働法に署名
九四六	米大統領ワグナー労働法に署名
九四七	米大統領ワグナー労働法に署名
九四八	米大統領ワグナー労働法に署名
九四九	米大統領ワグナー労働法に署名
九五〇	米大統領ワグナー労働法に署名
九五一	米大統領ワグナー労働法に署名
九五二	米大統領ワグナー労働法に署名
九五三	米大統領ワグナー労働法に署名
九五四	米大統領ワグナー労働法に署名
九五五	米大統領ワグナー労働法に署名
九五六	米大統領ワグナー労働法に署名
九五七	米大統領ワグナー労働法に署名
九五八	米大統領ワグナー労働法に署名
九五九	米大統領ワグナー労働法に署名
九六〇	米大統領ワグナー労働法に署名
九六一	米大統領ワグナー労働法に署名
九六二	米大統領ワグナー労働法に署名
九六三	米大統領ワグナー労働法に署名
九六四	米大統領ワグナー労働法に署名
九六五	米大統領ワグナー労働法に署名
九六六	米大統領ワグナー労働法に署名
九六七	米大統領ワグナー労働法に署名
九六八	米大統領ワグナー労働法に署名
九六九	米大統領ワグナー労働法に署名
九七〇	米大統領ワグナー労働法に署名
九七一	米大統領ワグナー労働法に署名
九七二	米大統領ワグナー労働法に署名
九七三	米大統領ワグナー労働法に署名
九七四	米大統領ワグナー労働法に署名
九七五	米大統領ワグナー労働法に署名
九七六	米大統領ワグナー労働法に署名
九七七	米大統領ワグナー労働法に署名
九七八	米大統領ワグナー労働法に署名
九七九	米大統領ワグナー労働法に署名
九八〇	米大統領ワグナー労働法に署名
九八一	米大統領ワグナー労働法に署名
九八二	米大統領ワグナー労働法に署名
九八三	米大統領ワグナー労働法に署名
九八四	米大統領ワグナー労働法に署名
九八五	米大統領ワグナー労働法に署名
九八六	米大統領ワグナー労働法に署名
九八七	米大統領ワグナー労働法に署名
九八八	米大統領ワグナー労働法に署名
九八九	米大統領ワグナー労働法に署名
九九〇	米大統領ワグナー労働法に署名
九九一	米大統領ワグナー労働法に署名
九九二	米大統領ワグナー労働法に署名
九九三	米大統領ワグナー労働法に署名
九九四	米大統領ワグナー労働法に署名
九九五	米大統領ワグナー労働法に署名
九九六	米大統領ワグナー労働法に署名
九九七	米大統領ワグナー労働法に署名
九九八	米大統領ワグナー労働法に署名
九九九	米大統領ワグナー労働法に署名
一〇〇〇	米大統領ワグナー労働法に署名

農事調整法修正案米上院通過
 紐育の日本總領事館前にて極左分子中心の反日示威行はる
 米大統領善隣主義と中立堅持政策を表明
 キューバ軍隊の一部叛亂
 米海軍長官スワソン氏條約失効と同時に太平洋防備強化を言明
 米國マリン隊本部をヴァージニア州より加州サンディエゴに移す旨公表
 齊藤大使ヴァニテイ・フェア誌不敬事件につき國務省に抗議
 所謂富の再分配案下院通過上院に回附
 米國政府軍機漏洩防止の新陸軍省令公布、新秘密光線も發賣禁止
 紐育の船員代表及反ナチス同盟代表は國務省に對し獨逸のユダヤ人壓迫に抗議方陳情
 米國第一回自由公債十九億三千三百萬弗の償還八割三分まで他の低利債に乘替へらる
 米上院金約款訴訟禁止法案を通過
 民間航空機の要塞地帯通過禁止の大統領令公布（アリゾナ州を含む）

八三	米大統領六大空軍根據地増設案に署名
八一	アリゾナ州のキスカ島に米海軍根據地設置内定
八〇	齊藤大使國務省訪問、シアトル不敬事件につき注意喚起
七九	カナダ議會解散總選舉は十月十四日と決定
七八	所謂富の再分配案米上院を通過
七七	比島北方のバタン島に米陸軍新飛行場設置
七六	米新聞界の古老カイドナー氏死去
七五	元米國海軍大學校長シムス少將米海軍の軍紀弛緩を警告す
七四	米國務省當局、伊エ紛争に不戰條約採用の意なしとの意を語る
七三	エタアドル大統領が議會の閉鎖を命じ却つて閉鎖さる
七二	ホープ氏假政府樹立
七一	米大統領新銀行法認可
七〇	米議會閉會延期上院中立維持法案を最終的に可決
六九	米國議會休會
六八	米大統領中立維持案に署名
六七	クリップバー機アラメダ空港に歸著第三次試験飛行完成
六六	米國務長官公式聲明を發しコミンテルン問題に關する
六五	米大陸重要事件曆日表
六四	露國の回答を反駁し重大警告を與ふ
六三	米政府九月十五日附にて十七萬五千弗の借替公債發行を發表
六二	米國スタンダード石油會社對エタオビヤ利權拋棄
六一	郷軍代表竹下大將一行桑港著
六〇	米國ハウス大佐植民地再分割論を提唱す
五九	カナダ首相聲明書を發し、日本が通商擁護法發動を撤回せざれば通商條約無効を宣せんと述べ
五八	米海軍省は航空母艦一隻以下十二隻の建艦請負を民間造船所と契約
五七	比島バタンガス州知事マルベル氏射殺さる
五六	カナダ政府は米國との間に互惠通商協定締結の旨ベネツト首相より公表
五五	米參謀總長マツクアーサー大將を比島に派遣決定
五四	米海軍當局は加州沖のサクラタント島に新根據地建設を發表
五三	米政府獨逸商品に最高關稅適用に決す
五二	比島ダヴァオの邦人大會小作借地權剝奪に大反對表明
五一	ブラジル政府移民二分制限條項を緩和し本年内入國移民を一萬人増加に決す
五〇	ブラジル移民問題につきサンパウロ州農務長官聲明發

九	米上院外交委員長ピットマン氏日本を抑ゆるには英米の提携あるのみと述ぶ	二〇	米國とオランダの互惠通商條約ワシントンにて調印
一〇	米政府の買進りに銀相場續落	二〇	共利黨ボラー氏大統領候補を受諾
一一	キニーベ共和国大統領メンデタ氏辭職す	二二	米國海軍省ダグラス爆撃機九十臺の購入を契約
一二	米通信長官、大西洋定期航空の米英協定成立を發表	二三	比島國防法大統領の署名を了し成立
一三	米海軍長官、大統領と協議し海軍豫備軍大擴充に決す	二七	米大統領産業復興局解散を發令
一四	フィンランド以外の十二箇國本期も對米戦債不拂	二八	南米ウルグワイ國政府露國との國交斷絶を公表
一五	民主黨上院議員マックスウェル氏空軍大擴張案を議會提出に決す	二九	米海軍長官桑港灣内に大空軍根據地設置方針を言明
一八		三〇	カナダ首相加藤公使と日加通商復舊の公文を交換 米下院議員ベーンズ氏太平洋防備強化論を發表

昭和十年度參情報月報總目次

其一 支那關係事項

第一内政

事	件	名	月別	頁
四川省の政情			一	一四
民國二十三年度國民政府總豫算			一	五七
五中全会に就て			二	一
南京政府制定「商店貨品標明規則」			二	一四
廣西省建設の近況 附廣西省建設綱領			四	一四
平津地方に國民黨部尙存在す			九	一
蔣介石の對四川制覇工作の概要			九	一〇

第二外交

滿支通郵問題解決の経緯	二	七
滿支設關問題の解決	二	〇
通郵實施後の紛擾と解決	三	一
滿支通電問題に就て	四	一

第三 軍事

北支反日策動の排除と灤州事件の解決	一二	八
支那共産軍の概況	一	一
上海全市總動員の防災演習	一	二六
支那共産軍の情況	三	四
蔣介石特級上將に任ず	五	一四
最近に於ける華北舊軍閥の動靜	五	一六
堡壘地帶法	五	二一
四川、貴州、湖南共産軍情(自三月下旬至四月中旬)	六	一
共産軍情況並蔣介石の西方工作(自四月下旬至五月下旬)	七	一
孫永勤匪の討伐に就て	七	六
平津地方支那軍配置概見圖	八	五
四川剿匪に關する諸情報	九	五
在南京支那陸軍諸學校の現況	一〇	五
陝北共産軍と山西側の對策	一一	四

第四 其他

中國側所説の雲南班洪問題の真相と其主張附雲南省境擺夷民族の概況	一一	二九
---------------------------------	----	----

其二 蘇聯邦關係事項

第一 內 政

事 件	名	月 別	頁
蘇邦重工業の現況に就て		一	一〇五
時事一束		二	三七
蘇國民間航空の概要		二ノ附録	
蘇邦に於ける自動車		三	二九
第七回ソヴェート大會に於けるトワハチエフスキーの演説		四	一三
蘇國鐵道の事故率に就て		五	二五
極東蘇領の經濟情況		五	二七
蘇邦鐵道運輸業務の改善策に就て		七	一九
蘇邦邦化學工業の現況に就て		七	三五
第二回コルホーズ・ウダルニツク大會に就て		八	七
蘇邦邦人造ゴム工業の現況に就て		九	二七
ドネプロフスキー・アルミニウム工場に就て		九	三一
蘇邦雜報		九	三二
蘇邦雜感		一一	二九
蘇邦雜感		一一	三七

新疆省關係情報	二	一五
蒙古に對する支那側の關心	二	二一
蔣介石の十省視察感想	二	二八
一九三四年を回顧して危機を辿る支那國民經濟を觀察す	五	一
英國の對支策動と支那親歐派の金融制覇	五	八
最近の支那言論界に現れたる日支提携に關する論調	六	五
歐米人の觀たる南京政府の對日轉向(日支提携の檢討資料)	六	一四
北支に於ける排日具體的事例	七	九
最近に於ける排日抗日の四大例	七	一三
宋哲元不法事件に就て	七	一六
宋哲元軍の滿洲國侵犯射擊事件に就て	八	一
北支に於ける排日策動の潜在狀況	八	一
楊子江流域水災情況	一〇	一
支那經濟調査員レイス・ロスの略歴	一〇	一四
改造四川省の展望	一一	一
最近に於ける南支特に福建の情況	一一	一九
河北經濟協會の成立	一一	二五
支那側抗日反滿の實設	一二	一
北支の民衆自治運動	一二	一〇
幣制改革(對英借款)問題と支那の情勢	一二	一一

一九三四年十月廿四日附人的奉仕に關する大統領令	九	五一
波蘭新憲法に就て	一〇	三一

第二 外 交

コミンテルン大會とポーランド	一一	五六
----------------	----	----

第三 軍 事

一九三五年九月ボモージュエ地方波軍演習の概況	一一	四七
------------------------	----	----

土耳其

第一 內 政

最近に於ける土耳其事情	件	名	月 別	頁
			五	九三

第二 外 交

土耳其に於ける支那公使館の開設	一〇	六五
-----------------	----	----

其二 獨國關係事項

第一 內 政

事 件	名	月 別	頁
一九三四年十月廿四日附戰時物質的奉仕に關する大統領令		七	三九

第二 外 交

第二次五箇年計畫の中間を觀る	一二	一八
蘇聯邦及沿邊爾的諸國事情	二	三三
佛蘇協定	三	二七
勃蘇經濟關係の設定	一〇	一五
佛國の暴動とモスクワ	一一	四二

第三 軍 事

一九三四年國防省制定赤軍徵募規定	一	六一
蘇聯邦國防人民委員會附屬の軍事會議に關する法令	二	三六
蘇邦青年軍事訓練に對する要求の向上	七	二三
G.T.O.第一、第二課程に就て	七	二五
赤軍幹部の進級及拔擢に關する規定(案)	一二	一七

波 蘭

第一 內 政

件名	月別	頁
最近に於ける黨と國防軍との關係	四	四五
勞働勤務法の制定に就て	九	七九
一九三五年九月獨逸第七回ナチ黨大會	一二	三三

件名	月別	頁
市會議員選舉の結果と之に對する觀察	二	七四
一九三五六年度英國豫算案	六	二七

件名	月別	頁
ザール問題に關する一部の資料	二	九六
ザール人民投票善後措置に關する諸問題	三	八九

件名	月別	頁
亞細亞に於ける日英の接近	二	七七
歐洲平和に關する英佛會商	四	三七
英國上院に於ける極東事情討議	六	二三
獨逸の再軍備に對する英國の態度	七	六七
英人記者の滿洲國觀	七	七〇
英國の聯盟主義とアビシニア問題	一〇	四一

件名	月別	頁
最近に於ける獨逸軍備に關する英佛兩國の觀察	一	一三九
獨逸の再軍備	二	八一
獨逸空軍の再建狀況	五	六一
獨逸と其工業動員	六	三九
獨逸新兵役法	七	八五
獨逸防空法	一〇	五三

件名	月別	頁
英陸海空軍報拔萃(一九三四、一二)	二	七三
英軍瓦斯防護教令	二	附錄
英國下院に於ける空軍擴張論	三	五九
國防に關する首相の聲明	三	四三
一九三五年陸軍豫算案	五	四九
一九三五—六年度英空軍豫算	五	五二
在本國、在印度軍隊編成上の差異	五	六九

件名	月別	頁
塊國事情	八	四一
チエツタスロバキヤ事情	八	六六

件名	月別	頁
濠洲國防の一案	六	三七
新嘉坡	九	六七

其四 英帝國關係事項

其五 佛國關係事項

件名	月別	頁
陸、海、空軍協同強化案	八	一七
英國三軍報	八	一九
一九三五年英空軍航空追加豫算	一〇	三九

件名	月別	頁
佛國の政變	二	一〇一
一九三四年及三三年度佛國豫算比較	九	八七
飛行場附近の建物其他の制限に關する法律	一〇	五七

件名	月別	頁
英法間飛行競争に就て	一	一三一
ザール國際警察隊組織に關する英國の觀察	二	七五
英帝國民間航空の發達	三	六四
英米新聞記者の見たる蘇聯事情	四	三九
英國に於ける操縦者聯盟の成立に就て	六	三〇
英法間競争飛行機に關する技術的觀察及將來の戰鬥機、爆撃機の趨勢に就て	六	三三
英紙新疆及蘇の侵入を論ず	八	二九
英人記者の蒙古視察記	一〇	四三

件名	月別	頁
倫敦協定に就て	五	六七

件名	月別	頁
印度政府の新年度一九三五—六年度豫算に就て	五	五七
印度より觀たる馬仲英入露後の南部新疆事情	八	二四
英人記者の滿洲國觀に對する印度人の反駁	九	七六
印度憲法の改正に就て	一一	六九

件名	月別	頁
佛國に於ける一九三三年兵第二次徵集兵の各兵種制當表	一一	一四六

件名	月別	頁
印度	五	五七

件名	月別	頁
印度	五	六七

件名	月別	頁
濠洲	六	六六

件名	月別	頁
濠洲	六	六七

治安維持の爲軍隊の出動に關する各省共通訓令に就て……………	三	九三
一九三四年末佛國臨時議會に於ける陸軍國防特別豫算に就て……………	四	四七
所謂「四み年」に於ける佛國の安全……………	六	四五
佛國陸軍の兵數問題……………	七	九三
獨佛國境築城に關する一部の統計……………	九	八五
佛國陸軍の編制改正……………	一一	九三
新設諸兵連合戰術研究所の梗概……………	一一	九五
佛軍歩兵部隊平時定員表の改正に就て……………	一二	四三

其六 伊國關係事項

第一 内 政

伊國組合制度……………	二	一一五
伊國內閣の改造……………	四	六五
東阿統監及ソマリ―總督の任命……………	四	六八

第二 外 交

伊國植民地ソマリ―とエチオピア國との國境上に於

ける伊二兩軍の衝突……………	二	一一三
羅馬に於ける佛伊協定……………	三	一一四
伊國とエチオピア國との紛争續報 附エチオピアの軍隊に就いて……………	四	五五
ストレーザ會議に就て……………	八	三三
下院に於けるムツソリーニの演説……………	八	三五
聯盟總會に於ける伊國代表の演説……………	一二	八一

第三 軍 事

伊國々民軍隊化に就て……………	三	一〇七
伊太利陸軍編制令……………	五	七七
伊國陸軍一部の戦時編制……………	六	六三

其 他

伊太利の保持する世界航空記録……………	一一	九九
---------------------	----	----

第四 其他の歐洲諸國關係事項

特異なる瑞西國の兵制……………	八	六三
チエツクスロバキア事情……………	八	六六

其七 米大陸關係事項

第一 内 政

米國航空調査委員會聽聞續報……………	一	一一九
比島憲法會議に於て國防委員會の採擇せる草案……………	一	一二二
米國の總選舉……………	一	一二六
比島憲法草案(第一案)……………	二	四九
米國大統領の豫算教書……………	四	二三
比律賓憲法……………	七	四一
比島獨立の進展過程……………	七	五七

第二 外 交

海軍豫備交渉に關する米國の輿論……………	一	一一三
海軍條約問題に關する米國出版物の論調並之に關する所見……………	一	一一七
米國外交政策協會の日本の通商に關する報告……………	一	一二一
海軍豫備交渉に關する米國の輿論……………	二	三九
舊債及賠償問題に關する米蘇交渉決裂……………	四	三一
米國國際司法裁判所加入上院に於て否決の件……………	四	三三
最近に於ける墨國宗教問題と米墨關係……………	五	三七
日米貿易の變調と日米關係……………	六	二〇
米蘇通商協定成立……………	九	五七

第三 軍 事

一九三四年會計年度に關する米國海軍大臣報告の要旨……………	二	四四
米國陸軍參謀總長年報中兵力に關する事項……………	三	三九
米國陸軍參謀總長年報々告の要點……………	三	四四
一九三六年度米國陸軍豫算案の概要……………	三	五一
一九三六年度陸軍豫算に就て……………	五	三五
米國陸軍豫算決定……………	六	一九
米陸軍の機械化……………	八	一五
歩兵聯隊の編制改正研究……………	一一	六三
米軍歩兵局長の發表せる米陸軍歩兵將校素質試驗一覽表……………	一二	三一

第四 其 他

世界に於ける日本軍隊の使命 墨國ガルシア大佐所論……………	七	六〇
米國に於ける在郷軍人會の梗概……………	八	一三
海外在住米人數……………	一二	二七

